

建設省告示第千三百六十号 (平成十二年五月二十四日)

(改正イ) 平成二十七年二月二十三日国土交通省告示第二百五十六号)
(改正ロ) 平成三十年九月十二日国土交通省告示第九十八号)
(改正ハ) 平成三十一年三月二十九日国土交通省告示第四百七十号)
(改正ニ) 令和元年六月二十一日国土交通省告示第二百号)
(改正ホ) 令和二年二月二十七日国土交通省告示第九十八号)

防火設備の構造方法を定める件

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第九号の二ロの規定に基づき、防火設備の構造方法を次のように定める。

第一 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号) 第九九条の二に定める技術的基準に適合する防火設備の構造方法は、次に定めるものとする(は)

- 一 令和元年国土交通省告示第百九十四号第二(第四項に規定する三十分間防火設備イ)ろ(は) (は)
- 二 通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後二十分間加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、建築基準法第六十一条の規定による国土交通大臣の認定を受けたもの(ほ)
- 三 鉄材又は鋼材で造られたもので、鉄板又は鋼板の厚さが〇・八ミリメートル以上のもの(網入りガラス(網入りガラスを用いた複層ガラスを含む。第六号において同じ。)(は) (ほ)
- 四 鉄骨コンクリート又は鉄筋コンクリートで造られたもの(は) (ほ)
- 五 土蔵造のもの(は) (ほ)
- 六 枠を鉄材又は鋼材で造り、かつ、次のイ又はロのいずれかに該当する構造としたもの(は) (ほ)
 - イ 網入りガラスを用いたもの(は)
 - ロ 次に掲げる基準に適合するもの(は)
 - (1) はめごろし戸であること。(は)
 - (2) 次のいずれかに該当するガラスが用いられたものであること。(は)
 - (イ) 耐熱強化ガラス(厚さが六・五ミリメートル以上であり、かつ、エッジ強度が二百五十メガパスカル以上であるものに限る。以下この号において同じ。)(は)

- (ii) 耐熱結晶化ガラス(主たる構成物質が二酸化けい素、酸化アルミニウム及び酸化リチウムであるガラスをいい、厚さが五ミリメートル以上であり、かつ、線膨張係数が摂氏三十度から摂氏七百五十度までの範囲において、一度につき〇プラスマイナス〇・〇〇〇〇〇五であるものに限る。以下同じ。)(は)
 - (iii) 複層ガラス(屋外側のガラスが耐熱強化ガラス又は耐熱結晶化ガラスであり、かつ、屋内側のガラスが低放射ガラス(厚さが五ミリメートル以上であり、かつ、垂直放射率が〇・〇三以上〇・〇七以下であるものに限る。以下同じ。)(は)以下この号において同じ。)(は)
- (3) 次に掲げるガラスの種類(複層ガラスにあつては、屋外側のガラスの種類)に応じてそれぞれ次に定める開口部に取り付けられたものであること。(は)
 - (i) 耐熱強化ガラス 幅が七百ミリメートル以上千二百ミリメートル以下で高さが八百五十ミリメートル以上二千四百ミリメートル以下のもの(は)
 - (ii) 耐熱結晶化ガラス 幅が千ミリメートル以上千二百ミリメートル以下で高さが千六百ミリメートル以上二千四百ミリメートル以下のもの(は)
- (4) 火災時においてガラスが脱落しないよう、次に掲げる方法によりガラスが枠に取り付けられたものであること。(は)
 - (i) ガラスを鉄材又は鋼材で造られた厚さが三ミリメートル以上の取付部材(ガラスを枠に取り付けるために設置される部材をいう。以下同じ。)(は)により枠に堅固に取り付けること。(は)
 - (ii) 取付部材を鋼材で造られたねじにより枠に二百五十ミリメートル以下の間隔で固定すること。(は)
 - (iii) ガラスの下にセッティングブロック(鋼材又はけい酸カルシウム板で造られたものに限る。以下同じ。)(は)を設置すること。(は)
 - (iv) ガラスの取付部分に含まれる部分の長さ(以下「かかり代長さ」という。)(は)を次に掲げるガラスの種類に応じてそれぞれ次に定める数値以上とすること。(は)
 - (一) 耐熱強化ガラス又は耐熱結晶化ガラス 七ミリメートル(は)
 - (二) 複層ガラス 十三ミリメートル(は)
- (5) 火災時においてガラスの取付部分に隙間が生じないよう、取付部分に次に掲げる部材をガラスの全周にわたって設置すること。(は)
 - (一) 耐熱強化ガラス又は耐熱結晶化ガラス 七ミリメートル(は)
 - (二) 複層ガラス 十三ミリメートル(は)

- (i) シーリング材又はグレイジングガスケットで、難燃性を有するもの(シリコン製であるものに限る。)(は)
 - (ii) 加熱により膨張する部材(黒鉛を含有するエポキシ樹脂で造られたものに限る。以下「加熱膨張材」という。)(は)
- 七 枠の屋外側の部分をアルミニウム合金材で、屋内側の部分をアルミニウム合金材又は樹脂(無可塑ポリ塩化ビニルに限る。次号において同じ。)で造り、かつ、次に掲げる基準に適合するもの(は)(ほ)
- イ はめごろし戸であること。(は)

ロ 次のいずれかに該当するガラスが用いられたものであること。(は)

- (1) 網入りガラス(は)
 - (2) 耐熱結晶化ガラス(は)
 - (3) 複層ガラス(屋外側のガラスが網入りガラス又は耐熱結晶化ガラスであり、かつ、屋内側のガラスが低放射ガラスであるものに限る。以下この号において同じ。)(は)
- ハ 次に掲げるガラスの種類(複層ガラスにあつては、屋外側のガラスの種類)に応じてそれぞれ次に定める開口部に取り付けられたものであること。(は)
- (1) 網入りガラス 幅が八百ミリメートル以下で高さが二千二百五十ミリメートル以下のもの(は)
 - (2) 耐熱結晶化ガラス 幅が七百八十ミリメートル以上九百二十ミリメートル以下で高さが千百ミリメートル以上千八百九十ミリメートル以下のもの(は)
- ニ 火災時においてガラスが脱落しないよう、次に掲げる方法によりガラスが枠に取り付けられたものであること。(は)
- (1) ガラスをアルミニウム合金材又は鋼材で造られた厚さが一ミリメートル以上の取付部材により枠に堅固に取り付けること。(は)
 - (2) 取付部材が鋼材で造られたものである場合にあっては、取付部材を鋼材で造られたねじによりアルミニウム合金材で造られた縦枠に三百五十ミリメートル以下の間隔で千百ミリメートルにつき三箇所以上固定すること。(は)
 - (3) ガラスの下にセッティングブロックを設けること。(は)
 - (4) かかり代長さを、取付部材がアルミニウム合金材で造られたものである場合にあっては次に掲げるガラスの種類に応じてそれぞれ次に定める数値以上、鋼材で造られたものである場合にあっては二ミリメートル以上とすること。(は)
- (i) 網入りガラス又は耐熱結晶化ガラス 七ミリメートル(は)

(ii) 複層ガラス 十二ミリメートル(は)

ホ 火災時においてガラスの取付部分に隙間が生じないよう、取付部分に次に掲げる部材をガラスの全周にわたって設置すること。(は)

- (1) シーリング材(取付部材がアルミニウム合金材で造られたものである場合に限る。又はグレイジングガスケットで、難燃性を有するもの(塩化ビニル製又はシリコン製であるものに限る。)(は)

(2) 加熱膨張材(は)

ハ 枠を樹脂で造り、かつ、次に掲げる基準に適合するもの(は)(ほ)

イ はめごろし戸であること。(は)

ロ 複層ガラス(屋外側のガラスが網入りガラスであり、かつ、屋内側のガラスが低放射ガラスであるものに限る。次号において同じ。)が用いられたものであること。(は)

ハ 幅が八百ミリメートル以下で高さが千四百ミリメートル以下の開口部に取り付けられたものであること。(は)

ニ 枠の内部に補強材(鉄材又は鋼材で造られたものであって、厚さが一・六ミリメートル以上であるものに限る。以下この号において同じ。)を設置し、かつ、枠及び補強材を開口部に固定すること。(は)

ホ 火災時においてガラスが脱落しないよう、次に掲げる方法によりガラスが枠に取り付けられたものであること。(は)

- (1) ガラスを鋼材で造られた厚さが一ミリメートル以上の取付部材により枠の内部の補強材に堅固に取り付けること。(は)
 - (2) 取付部材を樹脂で造られた通し材で覆うこと。(は)
 - (3) 取付部材を鋼材で造られたねじにより枠の内部の補強材に二百ミリメートル以下の間隔で固定すること。(は)
 - (4) ガラスの下にセッティングブロックを設けること。(は)
 - (5) かかり代長さを十一ミリメートル以上とすること。(は)
- ヘ 火災時においてガラスの取付部分に隙間が生じないよう、取付部分に次に掲げる部材をガラスの全周にわたって設置すること。(は)
- (1) グレイジングガスケットで難燃性を有するもの(塩化ビニル製又はシリコン製であるものに限る。)(は)
 - (2) 加熱膨張材(は)

九 枠(見付寸法が四十ミリメートル以上であり、かつ、見込寸法が七十ミリメートル以上であるものに限る。)を木材(気乾比重が〇・四五以上であるものに限る。以下この号において同じ。)で造り、かつ、次に掲げる基準に適合するもの(は)(ほ)

- イ はめごろし戸であること。(は)
- ロ 複層ガラスが用いられたものであること。(は)
- ハ 幅が千五十ミリメートル以下で高さが千五百五十ミリメートル以下の開口部に取り付けられたものであること。(は)
- ニ 火災時においてガラスが脱落しないよう、次に掲げる方法によりガラスが枠に取り付けられたものであること。(は)
- (1) ガラスを鋼材で造られた厚さが一ミリメートル以上の取付部材により枠に堅固に取り付けること。(は)
- (2) 取付部材を木材で造られた通し材で覆うこと。(は)
- (3) 取付部材を鋼材で造られた埋込長さが三十二ミリメートル以上のねじにより枠に百五十ミリメートル以下の間隔で固定すること。(は)
- (4) ガラスの下にセッティングブロックを設けること。(は)
- (5) かかり代長さを十三ミリメートル以上とすること。(は)
- ホ 火災時においてガラスの取付部分に隙間が生じないよう、取付部分に次に掲げる部材をガラスの全周にわたって設置すること。(は)
- (1) グレージングガスケットで難燃性を有するもの(塩化ビニル製又はシリコン製であるものに限る。)(は)
- (2) 加熱膨張材(は)
- 十 骨組を防火塗料を塗布した木材で造り、かつ、屋内面に厚さが一・二センチメートル以上の木毛セメント板又は厚さが〇・九センチメートル以上のせっこうボードを張り、屋外面に亜鉛鉄板を張ったもの(は)(ほ)
- 十一 開口面積が〇・五平方メートル以内の開口部に設ける戸で、防火塗料を塗布した木材及び網入りガラスで造られたもの(い)(は)(ほ)
- 第二** 第二三号、第六号又は第七号(枠の屋内側の部分をアルミニウム合金材で造ったものに限る。)のいずれかに該当する防火設備は、周囲の部分(当該防火設備から屋内側に十五センチメートル以内の間に設けられた建具がある場合には、当該建具を含む。)が不燃材料で造られた開口部に取り付けなければならない。(は)(ほ)
- 第三** 防火戸が枠又は他の防火設備と接する部分は、相じやくりとし、又は定規縁若しくは戸当りを設ける等閉鎖した際に隙間が生じない構造とし、かつ、防火設備の取付金物は、当該防火設備が閉鎖した際に露出しないように取り付けなければならない。(い)(は)
- 附 則

この告示は、平成十二年六月一日から施行する。

附 則 (い)

この告示は、平成二十七年六月一日から施行する。

附 則 (ろ)

この告示は、建築基準法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成三十年九月二十五日)から施行する。

附 則 (は)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(以下略)

附 則 (に)

この告示は、建築基準法の一部を改正する法律の施行の日(令和元年六月二十五日)から施行する。

附 則 (ほ)

1 この告示は、公布の日から施行する。
(以下略)